



宮 崎 県 公 報

令和4年7月7日(木曜日) 第321号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出(“ ”) 1	
○民有林の保安林の指定(2件)……………(自然環境課) 1	
○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示……………(水産政策課) 2	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 9	
○用途地域の制限に適合しない建築物の特例許可に係る意見の聴取の実施……………(建築住宅課) 9	
公 告	
○宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理	
者の指定の申請の手続の公表……………(観光推進課) 9	
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 10	
○公共測量の実施の通知……………(管理課) 10	
○都市計画の決定図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 10	
○入札公告(5件)……………10	
○落札者等の公告……………15	
病院局公告	
○入札公告(2件)……………16	
教育委員会公告	
○新宮崎県体育館の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………17	
雑 報	
○令和4年度行政書士試験の実施について……………18	

告 示

宮崎県告示第 443号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
庄内おとなこども歯科	都城市庄内町 12690-3	令和4年6月22日

宮崎県告示第 444号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和4年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人啓仁会城	都城市大王町26街区2	令和4年6月1日

南クリニック	号	
--------	---	--

宮崎県告示第 445号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市大字塩見字久道ヶ奥 13383-2、13388-1、13390、13390-乙、13391、13392-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 446号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字大岩平 824-5
- 2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 4 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 447号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和55年宮崎県告示第 115号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付け)</p> <p>第 1 条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第 124号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第 234号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。))及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第 296号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4条第1項の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成23年農林水産大臣告示第 608号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。))及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第 132号。以下「東日本大震災特財令」という。))の定めるところによるほか、この告示に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等(以下「沿岸漁業従事者等」という。)、農商工等連携促進</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第 1 条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第 124号)、<u>沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第 535号)</u>、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第 234号)、<u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第 536号)</u>、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。))、<u>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第 296号)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)</u>、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。))、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。))及び東日本大震災に対処するための</p>

法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた者であって同条第4項第3号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付けるものとする。

（沿岸漁業改善資金の種類等）

第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和4年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。

（保証人又は担保の提供）

第5条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下「借受申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

2 [略]

3 借受申請者が沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、当該団体の役員）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4 借受申請者が、所定の連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であつて、適当な担保を提供することができる場合においては、借受申請者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。

5 [略]

（貸付けの申請）

第6条 借受申請者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に事業計画書（次の各号に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式）及び知事が別に定める書類を添付し、知事に提出しなければならない。

特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）の定めるところによるほか、この告示に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であつて同条第2項第2号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた者であつて同条第4項第3号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）については、経営等改善資金（別表第1の1の(1)から(7)までの資金に限る。）を貸し付けるものとする。

（沿岸漁業改善資金の種類等）

第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和5年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。

（保証人又は担保の提供）

第5条 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を受けようとする者（以下「貸付資格認定申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

2 [略]

3 貸付資格認定申請者が沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、当該団体の役員）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

4 貸付資格認定申請者が、所定の連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であつて、適当な担保を提供することができる場合においては、貸付資格認定申請者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。

5 [略]

（貸付資格の認定及び貸付けの申請）

第6条 貸付資格認定申請者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（別記様式第1号。以下「認定申請書」という。）に経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画（次の各号に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式。以下「事業計画書」という。）を添付し、知事に提出しなければならない。

<p>(1)~(3) [略]</p> <p>2 前項の規定により借受申請者が知事に提出する同項の貸付申請書、事業計画書及び知事が別に定める書類の提出部数は、2部とする。ただし、次項の規定により知事に提出する場合の提出部数は、3部とする。</p> <p>3 西臼杵支庁、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局が所管する区域（以下「除外区域」という。）以外の区域に居住する借受申請者で当該借受申請者の住所地をその地区内に含む漁協があるもの（以下「漁協地区内申請者」という。）は、貸付申請書を当該漁協を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>4 除外区域以外の区域に居住する借受申請者で当該借受申請者の住所地をその地区内に含む漁協がないもの及び除外区域に居住する借受申請者で第1項第2号に掲げる資金の貸付けを受けようとするものは、貸付申請書を、当該借受申請者の住所地をその所管区域内に含む西臼杵支庁又は農林振興局長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>5 第3項の規定により貸付申請書を受け付けた漁協（以下「經由漁協」という。）は、当該貸付申請書正副2部を、經由漁協の主たる事務所の所在地をその所管区域内に含む農林振興局長に送付するものとする。</p> <p>6 第3項の規定にかかわらず、漁協地区内申請者は、知事がやむを得ない理由により貸付申請書を漁協を経由して提出することが困難であると認めるときは、当該漁協を経由することなく、漁協地区内申請者の住所地をその所管区域内に含む農林振興局長を経由して当該貸付申請書を知事に提出することができる。</p> <p>7 前3項の規定により貸付申請書を受け付けた行政機関（以下「經由行政機関」という。）の長は、当該貸付申請書に当該經由行政機関の長の意見書を添付して、知事に送付するものとする。</p> <p>8 借受申請者が認定中小企業者である場合の第3項及び第4項の規定の適用については、第3項及び第4項中「当該借受申請者」とあるのは、「当該借受申請者（当該借受申請者が認定中小企業者の場合にあつては、農工商等連携促進法第5条第1項に規定する認定農工商等連携事業者である沿岸漁業従事者等）」と読み替えるものとする。</p> <p>（貸付けの決定）</p> <p>第7条 知事は、前条の規定により貸付申請書の提出があつたときは、速やかに法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときに貸付けの決定を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）により借受申請者に通知し、かつ、その旨を經由行政機関、經由漁協及び宮崎県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による審査の結果、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を借受申請者、經由行政機関、經由漁協及び信漁連に通知するものとする。</p>	<p>らない。</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>2 前項の規定により貸付資格認定申請者が知事に提出する同項の認定申請書、事業計画書、貸付申請書及び知事が別に定める書類（以下「認定申請書等」という。）の提出部数は、2部とする。ただし、次項の規定により知事に提出する場合の提出部数は、3部とする。</p> <p>3 西臼杵支庁、北諸県農林振興局及び西諸県農林振興局が所管する区域（以下「除外区域」という。）以外の区域に居住する貸付資格認定申請者で当該貸付資格認定申請者の住所地をその地区内に含む漁協があるもの（以下「漁協地区内申請者」という。）は、認定申請書等を当該漁協を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>4 除外区域以外の区域に居住する貸付資格認定申請者で当該貸付資格認定申請者の住所地をその地区内に含む漁協がないもの及び除外区域に居住する貸付資格認定申請者で第1項第2号に掲げる資金の貸付けを受けようとするものは、認定申請書等を、当該貸付資格認定申請者の住所地をその所管区域内に含む西臼杵支庁又は農林振興局長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>5 第3項の規定により認定申請書等を受け付けた漁協（以下「經由漁協」という。）は、当該認定申請書等正副2部を、經由漁協の主たる事務所の所在地をその所管区域内に含む農林振興局長に送付するものとする。</p> <p>6 第3項の規定にかかわらず、漁協地区内申請者は、知事がやむを得ない理由により認定申請書等を漁協を経由して提出することが困難であると認めるときは、当該漁協を経由することなく、漁協地区内申請者の住所地をその所管区域内に含む農林振興局長を経由して当該認定申請書等を知事に提出することができる。</p> <p>7 前3項の規定により認定申請書等を受け付けた行政機関（以下「經由行政機関」という。）の長は、当該認定申請書等に当該經由行政機関の長の意見書を添付して、知事に送付するものとする。</p> <p>8 貸付資格認定申請者が認定中小企業者である場合の第3項及び第4項の規定の適用については、第3項及び第4項中「当該貸付資格認定申請者」とあるのは、「当該貸付資格認定申請者（当該貸付資格認定申請者が認定中小企業者の場合にあつては、農工商等連携促進法第5条第1項に規定する認定農工商等連携事業者である沿岸漁業従事者等）」と読み替えるものとする。</p> <p>（貸付資格の認定及び貸付けの決定）</p> <p>第7条 知事は、前条の規定により認定申請書等の提出があつたときは、速やかに法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときに貸付資格の認定及び貸付けの決定を行うものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定を行ったときは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定書（別記様式第2号の10。以下「貸付資格認定書」という。）を沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（別記様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）と併せて貸付資格認定申請者に通知し、かつ、その旨を經由行政機関、經由漁協及び九州信用漁業協同組合連合会宮崎統括支店（以下「信漁連」という。）に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による審査の結果、貸付資格の認定及び貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を貸付資格認定申請者、經由行政機関、經由漁協及び信漁連に通知するものとする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(借用証書)

第8条 借受申請者は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金借用証書(別記様式第4号。以下「借用証書」という。)を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該借受申請者は、貸付決定通知書を受け取った日から2週間以内に借用証書を信漁連に提出しなければならない。

2 [略]

3 知事は、前項の規定により貸付決定を取り消したときは、その旨を借受申請者、經由行政機関、經由漁協及び信漁連に通知するものとする。

(支払の猶予の申請)

第13条 [略]

2 第6条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により支払猶予申請書を知事に提出する場合について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「借受申請者」とあるのは「法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者」と、同条第2項中「貸付申請書、事業計画書」とあり、同条第3項から第7項までの規定中「貸付申請書」とあるのは、それぞれ「支払猶予申請書」と、同条第4項中「貸付け」とあるのは「支払の猶予」と読み替えるものとする。

(事業の完了及び事業実施報告書)

第15条 [略]

2 [略]

3 第6条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により事業実施報告書を知事に提出する場合について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「借受申請者」とあるのは「借受者」と、同条第2項中「貸付申請書、事業計画書」とあり、同条第3項から第7項までの規定中「貸付申請書」とあるのは、それぞれ「事業実施報告書」と、同条第4項中「受けようとする」とあるのは「受けた」と、同条第7項中「意見書」とあるのは「調査書又は証明書」と読み替えるものとする。

4 [略]

別表第2(第15条関係)

貸付の条件	区 分	添付する証明書等の写
1・2 [略]		
3 機器等が船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	[略]	

(借用証書)

第8条 貸付資格認定申請者は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金借用証書(別記様式第4号。以下「借用証書」という。)を信漁連を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、当該貸付資格認定申請者は、貸付決定通知書を受け取った日から2週間以内に借用証書を信漁連に提出しなければならない。

2 [略]

3 知事は、前項の規定により貸付決定を取り消したときは、その旨を貸付資格認定申請者、經由行政機関、經由漁協及び信漁連に通知するものとする。

(支払の猶予の申請)

第13条 [略]

2 第6条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により支払猶予申請書を知事に提出する場合について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「貸付資格認定申請者」とあるのは「法第10条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者」と、同条第2項から第7項までの規定中「認定申請書等」とあるのは「支払猶予申請書」と、同条第4項中「貸付け」とあるのは「支払の猶予」と読み替えるものとする。

(事業の完了及び事業実施報告書)

第15条 [略]

2 [略]

3 第6条第2項から第7項までの規定は、前項の規定により事業実施報告書を知事に提出する場合について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「貸付資格認定申請者」とあるのは「借受者」と、同条第2項から第7項までの規定中「認定申請書等」とあるのは「事業実施報告書」と、同条第4項中「受けようとする」とあるのは「受けた」と、同条第7項中「意見書」とあるのは「調査書又は証明書」と読み替えるものとする。

4 [略]

別表第2(第15条関係)

貸付の条件	区 分	添付する証明書等の写
1・2 [略]		
3 機器等が船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	[略]	

別記様式第1号を別記様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

別記

様式第 1 号 (第 6 条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者の住所 〒

(ふりがな)

氏名又は名称並びに法人及
び法人格のない団体にあっ
ては、その代表者の氏名

沿岸漁業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により、経営等改善措置（生活改善措
置、青年漁業者等養成確保措置）に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の
貸付資格の認定を申請します。

別記様式第2号の1から別記様式第2号の2までの規定中「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画」に改める。

別記様式第2号の3及び別記様式第2号の4中「事業計画書」を「生活改善措置に関する計画」に改める。

別記様式第2号の5から別記様式第2号の8までの規定中「事業計画書」を「青年漁業者等育成確保措置に関する計画」に改める。

別記様式第2号の9中「事業計画書」を「青年漁業者等育成確保措置に関する計画」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 2 号の10 (第 7 条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

年 月 日

様

宮崎県知事

沿岸漁業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により、 年 月 日に提出された沿岸漁業改善資金 (資金) の申請については、これを認定します。

別記様式第9号の1中「漁業協同組合
代表理事組合長」を「漁業協同組合
代表理事組合長の署名」に改める。

別記様式第9号の2中「研究機関の代表者名
又は研修を受けた漁家名（海外研修にあっては、派遣機関名）」を

「研修機関の代表者
又は研修を受けた漁家の署名」に改める。
（海外研修にあっては、派遣機関の代表者の署名）」

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定は、令和4年度の予算に係る宮崎県沿岸漁業改善資金から適用する。

（用紙に関する経過措置）

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県告示第 448号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年7月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字広瀬 1060番1地 先から同郡 同村同大字 同字1060番 24地先まで	旧	15.4～ 16.3	23.5
				新	16.0～ 17.8	23.5

宮崎県告示第 449号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第48条第15項の規定により、建築基準法第48条第7項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和4年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請者	宮崎トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長 佐土嶋 恒 夫
敷地の位置	串間市寺里2丁目7番2、7番3、8番1、8番17、8番18、1009
用途地域名	準住居地域
建築物用途	物品販売業を営む店舗
床面積	1,179.83㎡
工事種別及び構造	新築 鉄骨造
意見の聴取	令和4年7月12日

の日時	午後2時から
意見の聴取 の場所	串間市大字西方5503番地1 道の駅くしま 市民交流施設 多目的室

公 告

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県屋外型トレーニングセンターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和4年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県屋外型トレーニングセンター
- (2) 所在地 宮崎市山崎町浜山 415番87
- (3) 設置目的 県の重点施策である「スポーツランドみやざき」の更なる推進に向け、ラグビー、サッカー、陸上競技等の国内外のトップアスリート等の合宿拠点とするとともに、県内アスリートの競技力向上や、キャンプ誘致による観光の振興・経済の活性化を目的とする。

2 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) その他管理運営に必要な業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県屋外型トレーニングセンター管理規則（令和4年度中に制定予定）に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日

までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して 2 年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

なお、複数の団体でグループを構成して申請することもできる。この場合、代表となる団体は、(1)から(8)の要件を、その他の構成団体は(2)から(8)の要件を満たす必要がある。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県屋外型トレーニングセンター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県屋外型トレーニングセンター指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光推進課スポーツランド推進室スポーツキャンプ推進担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7108
- (2) 配布期間 令和 4 年 7 月 7 日 (木) から令和 4 年 9 月 8 日 (木) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和 4 年 8 月 9 日 (火) から令和 4 年 9 月 8 日 (木) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前 8 時30分

から午後 5 時15分まで

- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
宮崎県商工観光労働部観光推進課スポーツランド推進室スポーツキャンプ推進担当
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）から令和 4 年 5 月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
宮崎県小林市東方
- 3 作業期間
令和 4 年 6 月20日から令和 5 年 3 月24日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
国富町
- 2 都市計画の種類及びその名称
宮崎広域都市計画地区計画
木脇前田地区地区計画
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県高岡土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び 1 号館）で使用する電気 1,435,280 kWh
 - (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 供給期間 令和 4 年10月 1 日午前 0 時から令和 5 年 9 月30日午後 12 時まで
 - (4) 供給場所 宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び 1 号館）
 - (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当す

る金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期限 令和4年7月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7018

(2) 期間 令和4年7月7日から令和4年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

(2) 交付期間 令和4年7月7日から令和4年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

(2) 提出期限 令和4年8月16日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館1階会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和4年8月17日午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課財産活用担当

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Government's Main Building

(2) Time limit for tender: 5:00p.m. 16 August, 2022

(3) Contact point for the notice:Assets Management Affairs Division,General Affairs Department,Miyazaki Prefectural Government 2-10-1 Tachibanadori Higashi,Miyazaki City 880-8501 Japan. TEL : 0985-26-7018

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年7月7日

宮崎県立こども療育センター所長 川野 彰 裕

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県立こども療育センター、宮崎県立みなみのかぜ支援学校、宮崎県立清武せいりゅう支援学校及び社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団ひまわり学園(以下「福祉ゾーン4施設」という。)で使用する電気 1,385,000 kWh

(2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間 令和4年10月1日午前0時から令和5年9月30日午後12時まで

(4) 供給場所 福祉ゾーン4施設

(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

<p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p> <p>ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法</p> <p>3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期限 令和4年7月29日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県立こども療育センター総務課総務担当 宮崎市清武町木原4257番地8 郵便番号 889-1601 電話番号0985(85)6500</p> <p>(3) 期間 令和4年7月7日から令和4年8月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 交付場所 宮崎県立こども療育センター総務課総務担当</p> <p>(2) 交付期間 令和4年7月7日から令和4年8月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県立こども療育センター総務課総務担当</p> <p>(2) 提出期限 令和4年8月16日午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県立こども療育センター2階会議室 宮崎市清武町木原4257番地8</p> <p>(2) 日時 令和4年8月17日午前10時</p> <p>9 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第 100条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項</p>	<p>この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>12 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>宮崎県立こども療育センター総務課総務担当</p> <p>13 契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Electricity to be supplied to: Miyazaki Prefectural Rehabilitation Center for Physically Disabled Children, Minami no kaze Special Needs Education School, Kiyotake Seiryu Special Needs Education School, Miyazaki Prefecture Social Welfare Corporation Himawari Gakuen</p> <p>(2) Deadline for Submission of Tenders: 5:00p.m., 16 August, 2022</p> <p>(3) Point of Contact: Rehabilitation Center for Physically Disabled Children, Kihara 4257-8, Kiyotake-cho, Miyazaki City, 889-1601 Japan. TEL:0985-85-6500</p> <hr/> <p>入札公告</p> <p>一般競争入札を次のとおり実施する。</p> <p>令和4年7月7日</p> <p>宮崎県総合農業試験場長 東 洋一郎</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県総合農業試験場で使用する電気 2,072,500 kWh</p> <p>(2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 供給期間 令和4年10月1日午前0時から令和5年9月30日午後12時まで</p> <p>(4) 供給場所 宮崎県総合農業試験場</p> <p>(5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
- 3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和4年7月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当 宮崎市佐土原町下那珂5805番地 郵便番号 880-0212 電話番号0985(73)2121
- (2) 期間 令和4年7月7日から令和4年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- (2) 交付期間 令和4年7月7日から令和4年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- (2) 提出期限 令和4年8月16日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場管理棟第1会議室 宮崎市佐土原町下那珂5805番地
- (2) 日時 令和4年8月17日午前9時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札

を行ったものを落札者とする。

- 12 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総合農業試験場管理課総務担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 16 August, 2022
- (3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefectural Agricultural Research Institute, 5805 Shimonaka, Sadowara town, Miyazaki City, 880-0212 Japan.TEL:0985-73-2121

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 件名 放置駐車違反管理システムの賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 放置駐車違反管理システム 一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部交通指導課 宮崎市旭1丁目8番28号
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 4 年宮崎県告示第 92 号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、競争入札参加申請書に必要書類を添付して、令和 4 年 8 月 4 日（木）午後 5 時まで以下に記す場所に提出しなければならない。提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日、日曜日及び休日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110
- (2) 期間 令和 4 年 7 月 7 日（木）から令和 4 年 8 月 25 日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 令和 4 年 7 月 7 日（木）から令和 4 年 8 月 4 日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

※送付により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- (2) 期限 令和 4 年 8 月 26 日（金）午前 11 時 00 分 ※送付にあっては、令和 4 年 8 月 25 日（木）午後 5 時 00 分必着とする。
- (3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- (2) 日時 令和 4 年 8 月 26 日（金）午前 11 時 00 分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部署

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Abandoned parking violation management system, 1 set
- (2) Time limit for tender 11:00a.m. 26 August, 2022 (tender submitted by post 5:00p.m. 25 August, 2022)
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気 3,331,100 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 4 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 5 年 9 月 30 日午後 12 時まで
- (4) 供給場所 宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっ

ては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和4年7月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 期間 令和4年7月7日から令和4年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係
- (2) 交付期間 令和4年7月7日から令和4年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係
- (2) 提出期限 令和4年8月16日 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号

- (2) 日時 令和4年8月17日 午前10時50分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Police Headquarters.
- (2) Time limit for tender:5:00p.m. 16 August, 2022
- (3) Contact point for the notice: Facilities and Equipment Division, Police Administration Department, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509, Japan. TEL:0985(31)0110

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和4年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

内燃機関実験装置一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番地1

3 落札者を決定した日

令和4年6月28日

4 落札者の氏名及び住所

ヤンマーエンジニアリング株式会社 九州エンジニアリング 日南サービスグループ 日南市宇石河 588番地 121

5 落札金額

69,300,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和4年5月19日

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 7 月 7 日

県立延岡病院長 寺 尾 公 成

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 県立延岡病院で使用する電気 8,272,000 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 4 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 5 年 9 月 30 日午後 12 時まで
- (4) 供給場所 県立延岡病院 延岡市新小路 2 丁目 1 番地 10
- (5) 入札方法 (1) の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、1 (3) の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 令和 4 年宮崎県告示第 92 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
 - (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3 (1) に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和 4 年 7 月 29 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
 なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地 10 郵便番号 882-0835 電話番号 0982 (32) 6181
- (2) 期間 令和 4 年 7 月 7 日から令和 4 年 8 月 16 日まで（土曜日

、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立延岡病院総務課整備担当
- (2) 交付期間 令和 4 年 7 月 7 日から令和 4 年 8 月 16 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地 10 郵便番号 882-0835 電話番号 0982 (32) 6181
- (2) 提出期限 令和 4 年 8 月 16 日 午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院地域医療センター 延岡市新小路 2 丁目 1 番地 10
- (2) 日時 令和 4 年 8 月 17 日 午前 10 時

9 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）第 81 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他病院局財務規程第 107 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院総務課整備担当

13 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 16 August, 2022
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkoji Nobeoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 7 月 7 日

県立日南病院長 峯 一 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物件及び予定使用電力量 県立日南病院で使用する電気 5,655,067 kWh
- (2) 調達物件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 4 年 10 月 1 日午前 0 時から令和 5 年 9 月 30 日

午後12時まで

- (4) 供給場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
- (5) 入札方法 (1)の調達物件について入札を実施する。入札金額は、供給期間中の電気料金見込総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の供給期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期限 令和4年7月29日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987(23)3111
- (2) 期間 令和4年7月7日から令和4年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 交付期間 令和4年7月7日から令和4年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987(23)3111
- (2) 提出期限 令和4年8月16日 午後5時

- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院第2会議室 日南市木山1丁目9番5号
- (2) 日時 令和4年8月17日 午前10時30分

9 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987(23)3111

13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Electricity to be used in Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital
- (2) Time limit for tender:5:00p.m.16 August, 2022
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama Nichinan-City, Miyazaki Prefecture, 887-0013 Japan. TEL:0987-23-3111

教育委員会公告

教育関係の公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第36号)第5条の規定により、新宮崎県体育館の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和4年7月7日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 新宮崎県体育館(以下「本施設」という。)
- (2) 所在地 延岡市大貫町1丁目2894
- (3) 設置目的 令和9年(2027年)に本県で開催する第81回国民スポーツ大会・第26回障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」や各種全国大会等の大規模な公式大会における競技大会会場となる県立体育館として、また、機能的・将来性・安全性に優れたスポーツランドみやぎの拠点となり、まちの活性化に寄与する体育館として、延岡市と共同で整備される施設であり、本県競技力向上の中核施設としての役割を担うとともに県民の体位・体力の維持・増進を図り、体育及びスポ

ーの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

なお、指定期間の始期は、工期の変動による供用開始時期変更等の状況に応じ、変更する場合がある。

3 指定管理者の業務

- (1) 本施設の利用に関する業務
- (2) 本施設の維持及び保全に関する業務
- (3) その他本施設の管理運営に関する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

教育関係の公の施設に関する条例第7条の規定により準用する公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の4及び新宮崎県体育館管理規則（令和4年宮崎県教育委員会規則第21号）第17条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

教育委員会は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所若しくは事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、本施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 本施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、新宮崎県体育館指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する新宮崎県体育館指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号 0985 (26) 7247
- (2) 配布期間 令和4年7月7日から令和4年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（送付にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 提出期間 令和4年8月8日から令和4年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

雑 報

令和4年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された令和4年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

令和4年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 多賀谷 一照

1 試験期日

令和4年11月13日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

宮崎県立宮崎工業高等学校（宮崎市天満町9-1）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和4年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合等を除き、返還しません。

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和4年7月25日(月)から令和4年8月26日(金)まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課(東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階)

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

8月26日(金)の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所についてはエを御覧ください。)

エ 受験願書及び試験案内の配布期間、配布方法及び配布場所

① 郵送配布

ア 配布期間

令和4年7月25日(月)から順次発送

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和4年7月4日(月)から令和4年8月19日(金)(必着)までです。この期間内に請求があったものについて、上記配布期間に郵送配布します。

イ 配布方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

郵便番号 252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

② 窓口配布

ア 配布期間

令和4年7月25日(月)から令和4年8月26日(金)まで

イ 配布場所

宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場

土曜日、日曜日及び国民の祝日は、配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

① 令和4年7月25日(月)午前9時から令和4年8月23日(火)午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、8月23日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していな

いと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

② 入力方法等手続きの詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにて御確認ください。

③ 受付最終日(8月23日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のもの)に限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners

③ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み(「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」)をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和5年1月25日(水)午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。

なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。

8 その他

試験地における新型コロナウイルス感染状況等により、試験場の変更等を行う可能性があります。この場合は、公示及び一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページで発表します。

詳細については、下記までお問い合わせください。

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700

ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp/>

宮崎県行政書士会

電話 0985-24-4356

宮崎県総務部市町村課

電話 0985-26-7116

--	--